

資料 2

令和5年度就職促進媒体制作業務

業務仕様書

令和5年9月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度就職促進媒体制作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

県内在住の「高校生」に、岩手で働き・暮らす魅力や優位性、県内の産業・企業の魅力や可能性を発信するとともに、高校生の県内就業や将来的なUターンの促進につなげること。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

令和5年度就職促進媒体制作業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 委託上限額

21,148千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 本業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

(1) 共通事項

- ・ 制作にあたっては、「シゴトバクラシバいわて※」を効果的に組み合わせ、相乗効果を発揮できるような提案とすること。
- ・ 今後のライフステージの進展に応じ、いわてと高校生がつながり続ける「5つの希望※」の考え方に対応した提案とすること。

※ 「シゴトバクラシバいわて」

県外在住の社会人や大学生と、本県企業との就職マッチングを目的として、県内の求人情報を掲載している県公式の就職情報マッチングサイト

※ 「5つの希望」

- ① いわてで学び、いわてで暮らす
- ② 県外で学び、いわてで暮らす
- ③ 県外で働き、身につけた力をいわてで発揮
- ④ 県外で暮らし、いわてとつながる
- ⑤ 県外出身でもいわてで暮らす

(2) 媒体の仕様

目的達成に有効な「媒体」を提案すること。形体・形式は問わない。

高校生の興味・関心やライフスタイル等を踏まえながら、高校生自身の新たな発見や気づきを誘発できる「媒体」を目指すこととし、名称や具体的な設計等を提案すること。

(3) 対象学年等

- ターゲットとする対象学年は、参加者が、次のアまたイのいずれかを選択した上で提案すること。媒体の対象者は、選択した対象学年の生徒全員とする。

ア 対象学年を高校1～3年生とする場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">完成時期：令和5年12月下旬完成、令和6年1月中旬配布制作部数：32,000部（生徒分31,000部、県使用分1,000部） |
|---|

イ 対象学年を高校1～2年生とする場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">完成時期：令和6年2月下旬完成、3月上旬配布制作部数：22,000部（生徒分21,000部、県使用分1,000部） |
|--|

- 「冊子等の紙媒体と異なる形体・形式」で提案する場合は、選択した対象学年の生徒全員へのアプローチ方法や継続的につながり続ける方法、生徒の活用方法などを具体的に提案すること。
- 「冊子等の紙媒体」を提案する場合は、各高等学校（100箇所程度。各高等学校の配付部数等は県から別途指示する。）や県に送付すること。
- 完成時期等のスケジュールを前倒しすることは可能だが、年度内に完了する必要があること。
- 「媒体」にランニングコストが生じる場合には、その費用を提案書に盛り込むこと。

(4) 媒体の内容

媒体の内容の検討にあたっては、次のコンセプトも踏まえた提案とすることが望ましい。

『いわてと歩む、一度きりの人生。いわてで叶える、自分だけの夢。』

- いわての女性の「かつやく」を体感する
企業・地域でいきいきと働く女性、経営者・リーダーとして社会を創る女性など、同時代の女性の「人生観・職業観や活力」に触れ、性別・年齢等を問わず活躍できるいわてのフィールドを「自分事」として捉える。
- いわての職場の「かがやき」を蒐集する

自動車・半導体・医療機器産業等のものづくり産業の「将来性」、各業界で評価される一次産業や中小企業の「実力」、世界から注目される岩手の「ブランド力」、働き方改革や職場環境の改善などの「進歩」等を学び、働く場所としての理解を深める。

・ **いわてでの暮らしの「わくわく」を想像する**

本県の優位性や産業情報などを正しく理解した上で、近い将来、自分らしい人生を実現できる「可能性」に気付き、自らの「岩手でのライフデザイン（進学・就職・結婚・出産・子育て）」をポジティブにイメージする「きっかけ」をつくる。

(5) その他留意事項

- ・ 本事業のPRのために、制作した媒体の一部（基本となるデザイン等）を県公式ホームページやSNS等で利用を可能とすること。
- ・ 過年度に、本県が発行した就職促進情報誌（雑誌）のような書店等での「販売」は想定していないこと。
- ・ 提案内容が、各高等学校の授業内での実施や媒体活用を前提とした提案である場合には、教育現場に実現可能性を確認すること。
- ・ 制作にあたっては、現在の「シゴトバクラシバいわて」管理者と連携すること。

(6) 自由提案

その他、本事業の目的達成に必要な、「媒体と連動した企画」等があれば、提案すること。

4 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

- (1) 上記「3 業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る企画等の提案
- (2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書
 - ※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）

- (4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

5 企画提案書の書式等

- (1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめることとし、11部提出すること。
- (2) 提出する企画提案は各者1案までとする。
- (3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等については返却しない。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協

議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

7 その他留意事項

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の情勢等を踏まえ、中止又は代替措置の実施を指示することがある。なお、その対応により発生した費用については、委託料に含めることができる。
- (3) 個人への飲食費・販促品提供費の支給などそれに類する経費については、本委託料の対象外となること。
- (4) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。